

加入者・事業主のみなさまへ

退職に伴って、国民健康保険の加入手続きをされる方は、お住まいの市町村窓口にて退職証明書等の書類の持参をお願いします。

## ！！退職後に国民健康保険に加入される場合

平成29年7月よりマイナンバーを利用した情報連携が開始されておりますが、被保険者資格喪失の事務処理や処理後のデータが更新まで時間を要するため、会社を退職後に、お住まいの市町村で国民健康保険の加入手続き（健康保険証の切替手続き）を行う場合は、**市町村の窓口にて退職証明書等の書類（※）の持参をお願い致します。**

※ 市町村窓口にご持参いただく書類は下記の例をご参照ください。



« 加入手続きの際の提出書類（例） »

- ・退職証明書〔発行:退職した会社〕
- ・離職票〔発行:ハローワーク〕
- ・資格喪失証明書〔発行:健保組合〕 etc  
(事業所からの資格喪失届が必要！)